

# 西宮市営住宅等指定候補者選定委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 西宮市営住宅及びこれに付属する共同施設、物置、店舗等（以下「市営住宅等」という。）の指定管理者の候補となる団体（以下「指定候補者」という。）を選定するに当たり意見を聴くため、西宮市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年西宮市条例第4号）第5条の2の規定に基づき、西宮市営住宅等指定候補者選定委員会（以下「委員会」という。）の運営について定める。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に基づき、次に掲げる事項について審査し、意見を提出する。

- (1) 市営住宅等の指定候補者を選定するに当たっての審査基準
- (2) 市営住宅等の指定候補者として最も適当な団体の選考
- (3) 市長が適当と認めた指定予定者を市営住宅等の指定候補者とするものの妥当性
- (4) その他、前3号に関連し、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人をもって構成する。

2 委員は、第2条に規定する所掌事務に関し学識経験を有する者等の中から、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委員会が選考した指定候補者を指定管理者として指定することについて、議会の議決を得た日の翌日までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を各1名置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長が行う。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ、議事を決することができない。
- 5 その他、会議について必要な事項は、委員長が決定する。

(会議の公開)

第7条 会議は公開とする。ただし、公開することにより申請者の正当な利益を害するおそれのある事項を審議する場合等、西宮市情報公開条例（昭和61年西宮市条例第22号）第6条各号のいずれかに該当する情報について審議する場合は、委員会の決定により非公開とすることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市局住宅部住宅調整課において行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成25年8月1日から実施する。
- 2 西宮市営住宅等指定候補者選定委員会設置要綱は廃止する。
- 3 第6条第1項の規定にかかわらず、最初の会議は市長が招集する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。